



港町交番

福山東警察署 084-927-0110



生活道路における法定速度の引下げについて

令和8年9月1日から生活道路における自動車の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられます。

※生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような中央線などがない道路のことです。

- ★ 自動車を運転する際、道路標識などがない場合には、中央線などがあるかどうかを確認しましょう。
- ★ 「生活道路は人が優先」という意識を持ち、思いやりを持った運転をお願いします。
- ★ 決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などを考えて、安全な速度で走行してください。



生活道路における法定速度の引下げに関するホームページはこちら

広島県警察 HP

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police/houteisokudo30.html>



夏期における水難・山岳遭難の防止 ～海、川、山を安全に楽しむために～

【夏期における子供の水難防止】

- 1 必ず保護者が同伴しましょう
- 2 常に子供から目を離さないようにしましょう
- 3 「危ないよ」と愛ある声かけをしましょう
- 4 ライフジャケットを着用しましょう



【夏山での山岳遭難防止】

- 1 登山計画書を提出しましょう
- 2 十分な食料や装備を整えましょう
- 3 事前に天気や山の状況を確認しましょう
- 4 なるべく複数人で行動しましょう
- 5 登山アプリを活用しましょう

